

# 飼育動物診療施設の構造設備の基準について

(獣医療法第4条、獣医療法施行規則第2条)

- ・「診療施設」とは、獣医師が飼育動物の診療を行う施設であり、往診（※）先は除きます  
 ※「往診」とは、飼育動物の所有者又は管理者の依頼に応じ、獣医師が飼育場所に赴いて診療を行うことをいいます
- ・診療施設の構造設備は、以下の基準に適合させなければなりません
- ・往診診療者はその住所を診療施設とみなすため、調剤設備がある場合は基準に適合させなければなりません

	構造設備の基準	例
1	飼育動物の逸走を防止するために必要な設備を設けること	おり、ケージ、動物が自力で開閉できない扉・窓、杭・保定枠等の繫留施設
2	伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を収容する設備には、他の飼育動物への感染を防止するために必要な設備を設けること	隔離収容設備、檻・ケージの間に間仕切り板を設置したもの
3	消毒設備を設けること	煮沸消毒器、オートクレーブ、ガス滅菌器、滅菌手洗器、噴霧器・散霧器
4	調剤を行う施設	
	① 採光、照明及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと	
	② 冷蔵貯蔵のための設備を設けること	冷蔵庫、保冷庫など
	③ 調剤に必要な器具を備えること	調剤台、はかり、薬さじなど
5	手術を行う施設	
	手術室の内壁及び床が耐水性のもので覆われたものであることその他の清潔を保つことができる構造であること	内壁（床面から概ね1.2mまでの高さ）及び床がコンクリート、モルタル、タイル等の耐水性材料で覆われていること
6	エックス線診療室（※）	
	① 人が常時立ち入る場所の実効線量が1 mSV以下／週になるよう遮蔽物を設けること	鉛板等、コンクリート、鉛入カーテンなど
	② エックス線診療室を示す標識を付けること	この他、管理区域・立入禁止の標識も必要

※ エックス線装置以外の放射線発生装置等を取り扱う場合の基準は、獣医療法施行規則第6条の2～10を参照